

# 令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務 募集要項

## 1. 適用範囲

本要項は、令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務

### (2) 目的

韓国・釜山で開催される第48回世界遺産委員会における、「飛鳥・藤原の宮都」（以下、「飛鳥・藤原」とする。）の審議状況および現地出席者のコメントを生中継し、登録決定の瞬間を関係者や県民とともに見届けるパブリックビューイングを実施することにより県民への周知や機運醸成を図ることを目的とする。

その中継機材の調達設置、同時通訳の手配をはじめとする対応業務を委託するものである。

### (3) 委託内容

本業務の概要は次のとおりである。

- ① 世界遺産委員会現地からの中継業務
- ② 映像・音響・中継機材の手配・設営・操作
- ③ 通信環境の整備
- ④ 会場設営、搬入・搬出
- ⑤ 進行・運営
- ⑥ 同時通訳業務
- ⑦ 祝賀メッセージ動画の撮影・編集・上映
- ⑧ 記録、実績報告書の作成

※詳細は別紙 令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務仕様書（以下「仕様書」）に記載。

### (4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

### (5) 委託料上限額

金19,705千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

### (6) 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

## 3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
  - (3) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県・橿原市・桜井市・明日香村の入札参加停止、指名停止の措置期間中でない者であること。
  - (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
  - (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
  - (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
  - (7) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (8) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - (9) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
  - (11) (9) 及び (10) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (12) 奈良県または橿原市、桜井市、明日香村の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目において、「役務の提供（広告・イベント業務）」に類する登録があること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
  - (13) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に国、県、市町村又はそれに類する団体等（構成団体に国または県、市町村を含む）が実施する 300 名以上のイベント運営業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
  - (14) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に国、県、市町村又はそれに類する団体等（構成団体に国または県、市町村を含む）が実施する 2 拠点以上を同時に結ぶ双方向中継業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
- ※ただし、(13) 及び (14) の要件を同時に満たす業務も可とする。

#### ※共同企業体（JV）の参加に係る留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ①共同企業体（JV）による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
  - a) 共同企業体のすべての構成企業が上記（1）から（11）の条件を満たしていること。
  - b) 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記（12）から（14）の条件を満たしていること。
- ② 1 事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 代表者及び構成員を変更することはできない。
- ④ 参加表明については、様式 2-2【参加表明書】を使用すること。
- ⑤ 企画提案については、様式 4-2【企画提案書】を使用すること。

⑥様式3【同種業務受注実績】、様式5【事業者概要書】は共同企業体を構成する事業者ごとに作成すること。

#### 4. 日程

令和8年3月10日(火) 公告  
令和8年3月13日(金) 質問票締切  
令和8年3月18日(水) 参加表明書提出締切  
令和8年3月26日(木) 企画提案書等提出締切  
令和8年3月30日(月) 選定審査会開催(プレゼンテーション実施)  
令和8年3月31日(火) 委託事業者決定

#### 5. 手続き等

##### (1) 担当部局

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局(奈良県地域創造部世界遺産室内)  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
TEL: 0742-27-2054  
電子メールアドレス: [sekaiisan@office.pref.nara.lg.jp](mailto:sekaiisan@office.pref.nara.lg.jp)

##### (2) 質問の受付

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

- 受付期間 令和8年3月13日(金) 15時00分まで
- 受付方法 電子メールに限る。  
質問票(様式1)に質問事項を記載のうえ送信。  
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。  
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。  
※電子メール題名の最初に「令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務委託企画提案に関する質問」と明記してください。
- 質問先 担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ『世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会公式ホームページ』に公表する。個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。  
(掲載予定日 令和8年3月17日(火))

##### (3) 参加表明書(様式2-1または様式2-2)及び同種業務受注実績(様式3)の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合には、必ず参加表明書及び同種業務受注実績を締切までに1部提出すること。

同種業務受注実績(3.(13)(14))が複数ある場合は3点まで記載すること。提出にあたり、各業務における契約書の写し等を添付すること。3.(14)については、海外との中継業務を含む業務を実施したことがある場合は優先的に記載すること。

- 提出期限 令和8年3月18日(水) 17時00分まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡
- 参加資格の審査結果通知

参加意向申出書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、公募参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、公募参加資格がない旨及びその理由を令和8年3月23日(月)以降、メールにより通知します。

#### (4) 企画提案書等の提出

- 提出期限 令和8年3月26日（木）15時00分まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 持参または郵送（郵送は配達したことが証明されるものに限る）
- 提出書類 次のア～オのとおり

提出書類	形式	提出部数	様式
ア 企画提案書	A4	原本1部	様式4-1 または 様式4-2
イ 事業者概要書	A4	原本1部	様式5
ウ 委託業務実施体制	A4	原本1部、コピー9部	様式6
エ 企画提案書	A4又はA3	原本1部、コピー9部	任意
オ 本業務の受託見積書	A4	原本1部、コピー9部	任意

#### エ 企画提案書

次の事項について提案し記載すること。（6（1）「企画提案書等の評価」を参考とすること。）

- 1) 業務実施方針
  - ・企画のポイントを記載すること。
- 2) 業務実施スケジュール
  - ・具体的な業務完了までのスケジュール及び業務内容を記載すること。
- 3) パブリックビューイング運営業務
  - ・世界遺産委員会現地からの中継業務における具体的な運営・管理体制、実施内容を提示すること。
  - ・中継業務において、想定していた通信手段が接続できなかった場合のリスク対策を記載すること。
  - ・パブリックビューイング会場の運営業務における事前設営から当日までの具体的な運営・管理体制、実施内容を提示すること。
  - ・パブリックビューイング当日に来場者が多すぎて会場に入りきれない事態となった場合の対応方法について記載すること（橿原文化会館小ホールは300名上限。小ホール内立ち見不可。）。
- 4) 業務実績
  - ・過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に国、県、市町村又はそれに類する団体等（構成団体に国または県、市町村を含む）が実施する参加者の実績が300名以上のイベント運営業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績（最大3件）
  - ・過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に国、県、市町村又はそれに類する団体等（構成団体に国または県、市町村を含む）が実施する2拠点以上を同時に結ぶ双方向中継業務を実施したことがある場合（海外との中継業務がある場合は、優先的に記載すること。）（最大3件）

以上

※提案書は本事業の目的を理解した上で記載すること。

オ 本業務の受託見積書

- ・宛先は『世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会 会長 山下 真』
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。  
(各項目の数量、時間、単価が判断できる内容とする。)

○ 企画提案書等作成上の留意事項

- 1) 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- 2) 用紙は日本産業規格A4片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。
- 3) 原本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。
- 4) 企画提案書が本募集要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

○ その他

- 1 事業者につき1提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

(5) 辞退届の提出

参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当部局へ電話連絡のうえ、令和8年3月26日（木）15時までに辞退届（任意様式）を持参、郵送により提出すること。

6. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務委託事業者選定審査会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は選定しない。

提案書提出者が2者に満たない場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合は当該提案者を選定する。

- 1) 本委託業務の目的・条件・内容をよく理解した提案であるか。（10点）
  - 2) 本業務を円滑に進めるためのスケジュールが具体的に示されているか。（10点）
  - 3-1) 世界遺産委員会現地からの中継について、当日円滑かつ柔軟に実施できる運営・管理体制であるか。また、中継業務が確実につながるようリスク対策が検討出来ているか。（20点）
  - 3-2) パブリックビューイング会場運営について、当日円滑かつ柔軟に実施できる運営・管理体制であるか（20点）
  - 3-3) パブリックビューイング当日の来場者が多すぎて会場に入りきれない事態となった場合の対応方法が現実的かつ効果的な方法であるか。（10点）
  - 4-1) 本業務を円滑に遂行できる業務実施体制であるか。（10点）
  - 4-2) 過去において、類似業務の実績があり、本業務を円滑かつ柔軟に実施するための実績を豊富に有しているか。（10点）
  - 5) 提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか（10点）
- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

(ア) 選定結果は、インターネットホームページ『世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会ホーム

ページ』に掲載する。企画提案書を提出した事業者へは、書面にて通知する。  
(イ)プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和8年3月30日(月)に行う予定。  
時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

## (2) 事業者との契約

- ① 上記6.(1)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、以下の場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
  - ア) 協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合
  - イ) 最優秀提案が取消しとなった場合
  - ウ) 企画提案書提出時点で申請中としていた奈良県または橿原市、桜井市、明日香村の所管する競争入札参加資格者名簿への登録が完了しなかった場合
- ② 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記カに該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## (3) その他

- ① 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ② 採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれか

に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。